

スーパー積金

平成 25 年 1 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・定期積金(愛称:スーパー積金)
2.販売対象	・法人および個人
3.期間	・1年、2年、3年、4年、5年
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・5,000円以上 ・1,000円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の 支払方法 (3)計算方法	・固定金利 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は、付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7.税金	・平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。)
8.手数料	_____
9.付加できる 特約事項	・普通預金および当座預金からの自動振替による受入れができます。
10.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。 (1)初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 (2)初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×50%(小数点第3位以下切り捨て) (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
11.金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時~17時、電話:0278-23-4511)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。
13.その他 参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます)